

# 自己資本比率に関する事項

## 三井住友フィナンシャルグループ

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「自己資本比率告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては先進的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

なお、「自己資本比率に関する事項」については、自己資本比率告示等に基づいて作成しており、「自己資本比率に関する事項」以外で用いられる用語とは内容が異なる場合があります。

## 連結自己資本比率に関する事項

### ■連結の範囲に関する事項

#### 1. 連結自己資本比率算定のための連結の範囲

- ・連結子会社の数 337社  
主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」(74ページ)に記載しております。
- ・連結自己資本比率算出のための連結の範囲は連結財務諸表における連結の範囲に基づいております。
- ・比例連結の方法を用いて連結の範囲に含めている関連会社はありません。
- ・銀行法第52条の23の定める従属業務を専ら営む会社並びに新たな事業分野を開拓する会社のうち連結の範囲に含めていないものはありません。

#### 2. 控除項目に関する事項

- ・控除項目の対象となる非連結子会社の数 197社  
主要な会社名 エスエムエルシー・マホガニー有限会社  
(業務の内容：匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者)  
SBCS Co., Ltd.  
(業務の内容：出資・コンサルティング業務)
- ・控除項目の対象となる金融業務を営む関連会社の数 52社  
主要な金融業務を営む関連会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」(74ページ)に記載しております。

#### 3. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る特別な制限等はありません。

#### 4. 控除項目対象会社のうち、規制上の所要自己資本を下回る会社名称、下回った額の総額

該当ありません。

### ■自己資本の構成に関する事項(連結自己資本比率(第一基準))

当社は連結自己資本比率の算定に関し、「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号)に基づき、有限責任 あずさ監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、連結自己資本比率の算定に係る内部管理体制の一部について、外部監査人が、当社との間で合意された手続によって調査した結果を当社宛に報告するものであります。外部監査人が連結自己資本比率そのものの適正性や連結自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(単位：百万円)

項目		平成23年3月末	平成24年3月末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,337,895	2,337,895
	うち非累積的永久優先株 <sup>(注)1</sup>	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	978,851	759,800
	利益剰余金	1,776,433	2,152,654
	自己株式(△)	171,760	236,037
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	73,612	68,230
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△ 122,889	△ 141,382
	新株予約権	262	692
	連結子会社の少数株主持分	2,029,481	2,030,638
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 <sup>(※)</sup>	1,593,618	1,588,892
	営業権相当額(△)	12,010	11,226
	のれん相当額(△)	340,780	386,311
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	41,552	98,897
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	36,324	38,284
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	29,052	
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	6,323,995	6,272,260	
繰延税金資産の控除金額(△) <sup>(注)2</sup>	—	—	
計 (A)	6,323,995	6,272,260	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 <sup>(注)3</sup>	434,048	431,158	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	169,267	214,611
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	35,739	35,755
	一般貸倒引当金	100,023	66,695
	適格引当金が期待損失額を上回る額	21,742	—
	負債性資本調達手段等	2,210,184	2,454,062
	うち永久劣後債務 <sup>(注)4</sup>	243,019	149,165
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 <sup>(注)5</sup>	1,967,165	2,304,897	
計	2,536,958	2,771,125	
うち自己資本への算入額 (B)	2,536,958	2,771,125	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	
控除項目	控除項目 <sup>(注)6</sup> (D)	428,082	399,634
自己資本額 (E)	(A) + (B) + (C) - (D)	8,432,871	8,643,751
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	38,985,243	38,150,731
	オフ・バランス取引等項目	7,433,319	7,825,808
	信用リスク・アセットの額 (F)	46,418,562	45,976,539
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	584,020	1,174,187
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	46,721	93,934
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	3,691,113	3,892,505
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	295,289	311,400
	信用リスク・アセット調整額 (K)	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	—	—	
計 (M)	((F) + (G) + (I) + (K) + (L))	50,693,696	51,043,232
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (M) × 100(%)	16.63%	16.93%	
(参考)Tier 1比率 = (A) / (M) × 100(%)	12.47%	12.28%	
連結総所要自己資本額 = (M) × 8%	4,055,495	4,083,458	

(注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、平成23年3月末現在非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は210,003百万円であります。また、平成24年3月末現在非累積的永久優先株は発行しておりません。

2. 繰延税金資産の純額に相当する額は平成23年3月末現在624,219百万円、平成24年3月末現在350,182百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成23年3月末現在1,264,799百万円、平成24年3月末現在1,254,452百万円であります。

3. 自己資本比率告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。なお、基本的項目の額に対する当該優先出資証券の額の割合は平成23年3月末現在6.86%、平成24年3月末現在6.87%であります。

4. 自己資本比率告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

6. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※)

「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

### 1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	649,141千米ドル	73,576千英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、 変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ 金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、 変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ 金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」 が発生した場合には、配当が停止される(停止 された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用され る場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当社優 先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当社普通株式の 配当を行っていない場合には、配当を減額又は 停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」 が発生した場合には、配当が停止される(停止 された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用され る場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当社優 先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当社普通株式の 配当を行っていない場合には、配当を減額又は 停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」 が発生した場合には、配当が停止される(停止 された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用され る場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当社優 先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当社普通株式の 配当を行っていない場合には、配当を減額又は 停止できる。
配当制限	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止され た場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合 で減額又は停止される。	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止され た場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合 で減額又は停止される。	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止され た場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合 で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位 証券の配当総額に不足している場合、本優先出 資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」 に等しい金額となる。	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位 証券の配当総額に不足している場合、本優先出 資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」 に等しい金額となる。	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位 証券の配当総額に不足している場合、本優先出 資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」 に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当 が支払われた場合には、本優先出資証券への配 当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」 の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当 が支払われた場合には、本優先出資証券への配 当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」 の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当 が支払われた場合には、本優先出資証券への配 当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」 の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格

発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited		SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited	
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券		配当非累積的永久優先出資証券	
償還期限	定めず		定めず	
任意償還	Series A	平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series A	平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series B	平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series B	平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series C	平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series C	平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series D	平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series D	平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
	Series E	平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)		
	Series F	平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)		
	Series G	平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)		
発行総額		698,900百万円		388,000百万円
	Series A	113,000百万円	Series A	99,000百万円
	Series B	140,000百万円	Series B	164,500百万円
	Series C	140,000百万円	Series C	79,500百万円
	Series D	145,200百万円	Series D	45,000百万円
	Series E	33,000百万円		
	Series F	2,000百万円		
Series G	125,700百万円			
払込日	Series A、B、C及びD	平成20年12月18日	Series A、B及びC	平成21年9月28日
	Series E、F及びG	平成21年1月22日	Series D	平成21年10月15日
配当率	Series A	固定(ただし、平成31年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)固定(ただし、平成31年7月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Series A	固定(ただし、平成32年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)固定(ただし、平成32年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
	Series B	固定(ただし、平成28年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Series B	固定(ただし、平成27年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
	Series C	固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Series C	固定(ただし、平成27年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
	Series D	固定(ただし、平成31年7月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)	Series D	固定(ただし、平成27年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
	Series E	固定(ただし、平成28年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)		
	Series F	固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)		
	Series G	固定(ただし、平成26年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)		
配当日	毎年1月25日及び7月25日		毎年1月25日及び7月25日	
配当停止条件	<b>強制配当停止事由</b> ① 当社に「清算事由(注1)」又は「支払不能事由(注2)」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 <b>任意配当停止事由</b> 「監督事由(注3)」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注4)が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。		<b>強制配当停止事由</b> ① 当社に「清算事由(注1)」又は「支払不能事由(注2)」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ② 「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 <b>任意配当停止事由</b> 「監督事由(注3)」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注4)が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	
	配当制限	当社優先株式(注4)への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注4)への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	
分配可能額制限	「分配可能額(注5)」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注6)」に等しい金額となる。	「分配可能額(注5)」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注6)」に等しい金額となる。		
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。		
残余財産分配請求権	当社優先株式(注4)と同格		当社優先株式(注4)と同格	

## (注) 1. 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

## 2. 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

## 3. 監督事由

当社の自己資本比率又はTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

## 4. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

## 5. 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

## 6. 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

## 2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし、平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1)当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2)当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 <sup>(注)2</sup> を交付した場合。 (3)当該配当支払日が監督期間 <sup>(注)3</sup> 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> を交付している場合。 (4)当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 <sup>(注)5</sup> を交付している場合。 (5)当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 <sup>(注)6</sup> 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> 若しくは配当減額指示 <sup>(注)7</sup> がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1)7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A)直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B)株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C)配当同順位株式 <sup>(注)8</sup> (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2)前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x)(後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y)前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z)(後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 <sup>(注)5</sup> 又は配当減額指示 <sup>(注)7</sup> がなされていないかどうかには関わらず実施される。 (1)支払不能証明書 <sup>(注)2</sup> が交付されていないこと (2)分配制限に服すること (3)当該配当支払日が監督期間 <sup>(注)3</sup> 中に到来する場合には、監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> に服すること (4)当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 <sup>(注)6</sup> 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1. 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

### 2. 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除く)とともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

### 3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

### 4. 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5. 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない)。

6. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7. 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない)。

8. 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く)。

■所要自己資本の額

(単位：億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
事業法人向けエクスポージャー(除く特定貸付債権)	23,934	23,585
ソブリン向けエクスポージャー	395	463
金融機関等向けエクスポージャー	1,249	1,049
特定貸付債権	2,326	2,711
事業法人等向けエクスポージャー	27,904	27,808
居住用不動産向けエクスポージャー	4,383	4,329
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1,523	1,258
その他リテール向けエクスポージャー	3,134	3,174
リテール向けエクスポージャー	9,040	8,762
経過措置適用分	1,754	1,687
PD / LGD方式適用分	849	761
簡易手法適用分	478	539
内部モデル手法適用分	273	345
マーケット・ベース方式適用分	751	884
株式等エクスポージャー	3,353	3,332
信用リスク・アセットのみなし計算	1,604	1,400
証券化エクスポージャー	1,507	1,372
その他	2,651	3,060
内部格付手法適用分	46,059	45,734
標準的手法適用分	6,997	5,692
信用リスクに対する所要自己資本の額	53,056	51,426
金利リスク・カテゴリー	219	309
株式リスク・カテゴリー	32	75
外国為替リスク・カテゴリー	23	5
コモディティ・リスク・カテゴリー	16	16
オプション取引	1	14
標準的方式適用分	291	419
内部モデル方式適用分	176	520
証券化エクスポージャー	—	5
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	467	945
先進的計測手法適用分	2,351	2,515
基礎的手法適用分	602	599
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,953	3,114
所要自己資本の額合計	56,476	55,484

(注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%＋期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。

2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。

3. 「証券化エクスポージャー」には、標準的手法を適用する「証券化エクスポージャー」も含まれております。

4. 「その他」には、リース見積残存価額、購入債権(含む適格購入事業法人等向けエクスポージャー)、長期決済期間取引、その他資産等が含まれております。



## ■内部格付手法に関する事項

### 1. 内部格付手法を使用する範囲

当社は、平成21年3月末から先進的内部格付手法を使用しております。当社と同様に、先進的内部格付手法を使用する連結子会社は以下のとおりであります。

#### (1) 国内

株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社、SMBC信用保証株式会社

#### (2) 海外

欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司、カナダ三井住友銀行、ブラジル三井住友銀行、ロシア三井住友銀行、インドネシア三井住友銀行、マレーシア三井住友銀行、SMBCリース・ファイナンス会社、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド、アジアSMBCキャピタル・マーケット会社

なお、株式会社みなと銀行、SMBCファイナンスサービス株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社については、基礎的内部格付手法を使用しております。

また、平成24年3月末において標準的手法を使用している連結子会社のうち、株式会社関西アーバン銀行については平成25年3月末から、基礎的内部格付手法に移行する予定です。

(注)先進的内部格付手法を使用する連結子会社が設立し実質的に管理を行っているSPC(特別目的会社)、投資事業有限責任組合等の連結子会社については、先進的内部格付手法を使用しております。また、株式等エクスポージャーについては、標準的手法を使用する連結子会社が保有するエクスポージャーを含め、当社グループ全体で先進的内部格付手法を使用しております。

### 2. 資産区分別のエクスポージャーの状況

#### (1) 事業法人等向けエクスポージャー

##### ① 事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

###### ア. 格付付与手続の概要

- ・「事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー」には、国内、海外の一般事業法人、営業性個人(国内のみ)、政府、公共法人、金融機関等宛の与信が含まれております。なお、賃貸アパートに対するローン等の事業性ローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資は、原則として「リテール向けエクスポージャー」に含めておりますが、与信額1億円超の先に対するものは、自己資本比率告示に従い、「事業法人向けエクスポージャー」に含めております。
- ・債務者格付は、取引先の決算書等から格付モデルを利用して判定した財務格付を出発点とし、実態バランスシートや定性項目等を加味して付与しております(格付制度、手続の詳細は35ページをご参照ください)。国内の事業法人等と海外の事業法人等とでは、実績デフォルト率の水準や、格付毎のポートフォリオの分布状況に差異があるため、下表のとおり、格付体系を別にして国内法人等にはJ1からJ10、海外法人等にはG1からG10の格付を付与し、適用するデフォルト確率(以下、「PD」という)もそれぞれで設定しております。
- ・上記のような財務格付を出発点とした原則的な格付付与手続の他に、親会社の信用力に基づく格付や、外部格付機関が公表する格付を出発点として判定する格付を付与する場合があります。また、国、地方公共団体や、特殊な存立基盤・財務内容を有する等、通常の格付モデルに適さない法人等は、債務者の属性に応じた格付区分(例えば「地方公共団体等」)に分類しております。また、営業性個人向け与信、事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資には、それぞれ別の格付モデルを開発して専用の格付を付与しております。
- ・信用リスク・アセットの額の計算に適用するPDの推計値は、債務者格付毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。PDの推計並びに検証には社内データの他、外部データ等を用いております。デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたもの(債務者に対する「破産更生債権及びこれに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること)を用いております。
- ・また、信用リスク・アセットの額の計算に適用するデフォルト時損失率(以下、「LGD」という)の推計値は、デフォルト債権の過去の損失実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

債務者格付		定義	債務者区分
国内法人等	海外法人等		
J1	G1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
J2	G2	債務履行の確実性は高い水準にある。	
J3	G3	債務履行の確実性は十分にある。	
J4	G4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J5	G5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J6	G6	債務履行は現在問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	
J7	G7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。	要注意先
J7R	G7R	うち要管理先	要管理先
J8	G8	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
J9	G9	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
J10	G10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先

## イ. ポートフォリオの状況

### (ア)国内事業法人等

(単位：億円)

	平成23年3月末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	187,753	135,386	52,366	36,779	75.00%	0.06%	34.50%	—%	15.62%
J4-J6	140,137	108,171	31,966	9,203	75.00	0.85	29.25	—	42.24
J7 (除く J7R)	17,787	15,413	2,374	205	75.00	12.54	27.70	—	112.16
国・地方等	327,650	326,419	1,230	307	75.00	0.00	35.25	—	0.06
その他	55,297	50,711	4,585	854	75.00	1.00	37.06	—	49.16
デフォルト(J7R、J8-J10)	14,010	13,345	666	3	100.00	100.00	53.22	51.84	17.19
合計	742,633	649,446	93,187	47,351	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成24年3月末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	191,842	143,597	48,246	36,490	75.00%	0.07%	35.28%	—%	16.71%
J4-J6	147,787	118,374	29,413	9,489	75.00	0.77	30.13	—	42.64
J7 (除く J7R)	15,657	13,410	2,247	445	75.00	12.82	27.98	—	118.09
国・地方等	355,355	353,414	1,941	871	75.00	0.00	35.21	—	0.04
その他	51,977	47,764	4,213	441	75.00	1.04	37.37	—	49.67
デフォルト(J7R、J8-J10)	14,399	13,029	1,370	31	100.00	100.00	48.39	47.30	13.58
合計	777,017	689,587	87,430	47,766	—	—	—	—	—

(注)「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公共法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

## (イ)海外事業法人等

(単位：億円)

	平成23年3月末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	232,327	154,046	78,281	35,155	75.00%	0.15%	29.36%	—%	16.66%
G4-G6	7,798	6,107	1,691	1,585	75.00	2.34	28.31	—	72.23
G7 (除くG7R)	2,887	1,901	986	995	75.00	23.26	27.49	—	146.10
その他	1,181	986	195	169	75.00	2.21	38.20	—	111.24
デフォルト(G7R、G8-G10)	1,701	1,541	159	67	100.00	100.00	63.54	56.97	82.12
合計	245,894	164,582	81,313	37,972	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成24年3月末								
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	未引出額	CCFの加重平均	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	245,005	163,977	81,028	42,867	75.00%	0.16%	29.21%	—%	17.13%
G4-G6	7,382	5,857	1,525	1,458	75.00	2.51	26.58	—	69.99
G7 (除くG7R)	1,745	1,300	445	281	75.00	25.63	20.84	—	110.79
その他	904	399	505	380	75.00	2.81	34.79	—	100.62
デフォルト(G7R、G8-G10)	949	865	84	18	100.00	100.00	66.36	62.64	46.44
合計	255,985	172,398	83,587	45,004	—	—	—	—	—

## ②特定貸付債権

## ア. 格付付与手続の概要

- 「特定貸付債権」は、自己資本比率告示に定められた「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「コモディティ・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付け」及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」に分けられます。「プロジェクト・ファイナンス」には発電プラントや交通インフラ等、特定の事業に対する信用供与で、当該事業からの収益のみを返済原資とするもの、「オブジェクト・ファイナンス」には航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、「事業用不動産向け貸付け」及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」には不動産ノンリコースローンに代表される不動産ファイナンスが含まれております。「コモディティ・ファイナンス」については、平成24年3月末現在、該当はありません。
- これらの「特定貸付債権」には、プロダクツ毎に、格付モデルや定性評価に基づいて、PD格付及びLGD格付を付与する案件と、予想損失率を軸とした格付を付与する案件があります。前者は事業法人与同様の格付体系となっている一方、後者は「債務者格付」と同様に10段階に区分しておりますが、PDを軸とする「債務者格付」とは定義が異なります。また「特定貸付債権」の信用リスク・アセットの額は、前者は事業法人等向けエクスポージャーと同様の要領で計算している一方、後者は自己資本比率告示に定められたPDの適用要件を満たさないため、予想損失率を軸とした案件格付等を下表の自己資本比率告示に定められた5区分(以下、「スロットティング・クライテリア」という)に紐付けすることにより計算しております。

## イ. ポートフォリオの状況

## (ア)スロットティング・クライテリア適用分

## a. 「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	リスク・ウェイト	平成23年3月末			平成24年3月末			
		プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	
優	(残存期間2年半未満)	50%	1,201	21	—	1,522	—	94
	(残存期間2年半以上)	70%	7,462	79	—	10,477	68	110
良	(残存期間2年半未満)	70%	289	17	—	279	13	—
	(残存期間2年半以上)	90%	2,249	31	—	2,421	—	13
可		115%	137	—	—	209	—	207
弱い		250%	438	—	—	504	—	30
デフォルト		—	292	—	—	255	—	47
合計			12,068	149	—	15,667	81	500

## b. 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	リスク・ウェイト	平成23年3月末	平成24年3月末
優	(残存期間2年半未満)	—	—
	(残存期間2年半以上)	—	—
良	(残存期間2年半未満)	310	411
	(残存期間2年半以上)	743	918
可		961	1,250
弱い		200	—
デフォルト		21	—
合計		2,235	2,579

## (イ)スロッシング・クライテリア以外のPD / LGD方式適用分

## a.「オブジェクト・ファイナンス」の残高

(単位：億円)

	平成23年3月末								
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
G1-G3	1,160	917	243	12	75.00%	0.39%	22.67%	—%	37.81%
G4-G6	276	210	66	73	75.00	3.06	9.21	—	29.41
G7 (除く G7R)	109	109	0	1	75.00	18.75	27.05	—	155.72
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト(G7R、G8-G10)	99	96	3	—	—	100.00	58.20	51.63	82.12
合計	1,645	1,333	312	85	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成24年3月末								
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
G1-G3	1,448	1,021	427	81	75.00%	0.47%	23.73%	—%	37.11%
G4-G6	91	85	6	1	75.00	4.99	34.40	—	131.09
G7 (除く G7R)	42	41	0	1	75.00	27.21	28.44	—	157.84
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト(G7R、G8-G10)	40	39	0	0	100.00	100.00	82.02	78.31	46.44
合計	1,621	1,187	434	82	—	—	—	—	—

## b.「事業用不動産向け貸付け」の残高

(単位：億円)

	平成23年3月末								
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
J1-J3	5,469	4,870	599	6	75.00%	0.06%	26.77%	—%	11.71%
J4-J6	9,201	8,321	880	36	75.00	0.87	34.73	—	60.42
J7 (除く J7R)	780	659	122	—	—	14.08	27.09	—	125.31
その他	742	722	21	26	75.00	9.77	36.14	—	62.17
デフォルト(J7R、J8-J10)	228	227	1	—	—	100.00	49.85	48.37	18.53
合計	16,420	14,798	1,622	68	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	平成24年3月末								
	エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	ELdefault の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
J1-J3	4,271	3,875	396	—	—%	0.05%	28.28%	—%	12.37%
J4-J6	10,562	9,158	1,404	36	75.00	1.11	33.85	—	69.56
J7 (除く J7R)	675	493	183	—	—	12.55	29.69	—	128.45
その他	829	811	18	19	75.00	8.60	34.13	—	62.46
デフォルト(J7R、J8-J10)	290	222	69	—	—	100.00	29.19	27.99	15.00
合計	16,627	14,558	2,069	56	—	—	—	—	—

## (2) リテール向けエクスポージャー

## ① 居住用不動産向けエクスポージャー

## ア. 格付付与手続の概要

- 「居住用不動産向けエクスポージャー」には住宅ローンが含まれております。なお、ここでの住宅ローンには、個人向けの住宅ローンに加え、店舗や賃貸アパートと併用になっている自宅用不動産に対するローンの一部が含まれておりますが、賃貸アパートに対するローンは含まれておりません。
- 住宅ローンに対する格付付与手続は次のとおりであります。

まず、デフォルト・リスクの観点から、ローン契約情報に基づき、専用の格付モデルと金融検査マニュアルに沿った自己査定債務者区分判定により、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。PDの推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

デフォルト時の回収リスクの観点からは、担保不動産の評価額をもとに算出されるLTV(Loan To Value)を用いて、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。LGDの推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

また、住宅ローン契約時からの一定の経過年数毎にポートフォリオを分割し、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。

なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

## イ. ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成23年3月末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	107,739	107,160	579	0.40%	42.14%	—%	27.25%
		その他	7,034	7,034	—	0.92	58.92	—	75.66
	延滞等	1,053	982	71	29.44	47.09	—	267.96	
デフォルト			2,168	2,164	4	100.00	38.36	36.34	25.24
合計			117,994	117,340	654	—	—	—	—

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成24年3月末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	108,943	108,448	495	0.42%	39.96%	—%	27.02%
		その他	6,380	6,380	—	1.05	58.00	—	80.10
	延滞等	971	906	65	26.61	45.19	—	247.74	
デフォルト			2,336	2,333	4	100.00	36.43	34.93	18.69
合計			118,630	118,068	563	—	—	—	—

(注) 1. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。

## ② 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

## ア. 格付付与手続の概要

- 「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」にはカードローンやクレジットカード債権が含まれております。
- カードローン及びクレジットカード債権に対する格付付与手続は、それぞれ次のとおりであります。

カードローンについては、保証会社、極度額、決済口座の取引状況、返済履行状況に基づき、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。クレジットカード債権については、過去の返済状況、利用状況に基づき、クレジットカード債権毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。

信用リスク・アセットの額の計算に適用するPD及びLGDの推計値は、プール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

また、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。

なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PD セグメント 区分	平成23年3月末									
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額							
カード ローン	非延滞	5,764	5,200	542	23	1,839	29.47%	3.08%	85.42%	—%	71.88%
	延滞等	185	179	6	—	47	12.44	28.53	79.34	—	220.77
クレジット カード債権	非延滞	11,164	6,258	3,271	1,635	39,255	8.33	1.60	77.60	—	32.54
	延滞等	127	102	25	—	—	—	92.99	78.55	—	38.45
デフォルト		454	409	46	—	—	—	100.00	85.33	79.29	75.50
合計		17,695	12,147	3,890	1,658	41,140	—	—	—	—	—

(単位：億円)

	PD セグメント 区分	平成24年3月末									
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 加重平均	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額							
カード ローン	非延滞	6,064	5,490	549	25	1,880	29.22%	2.46%	84.84%	—%	60.95%
	延滞等	151	146	4	—	33	13.48	25.42	77.67	—	214.45
クレジット カード債権	非延滞	12,084	6,778	3,273	2,034	39,759	8.23	1.19	76.46	—	26.87
	延滞等	54	45	9	—	—	—	80.92	77.44	—	110.68
デフォルト		393	353	40	—	—	—	100.00	84.09	78.03	75.77
合計		18,746	12,811	3,876	2,059	41,672	—	—	—	—	—

- (注) 1. オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には、未引出額にCCFを乗ずる方法ではなく、一取引当たりの残高増加額を推計する方法を使用しております。  
 2. 本資料上のCCFの加重平均は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には使用しておりません。  
 3. 「延滞等」には、3カ月未満の延滞債権を記載しております。

③その他リテール向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- ・「その他リテール向けエクスポージャー」には、賃貸アパートに対するローン等の事業性ローン、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資、マイカーローン等の消費性ローンが含まれております。
- ・事業性ローン及び消費性ローンに対する格付付与手続は、それぞれ次のとおりであります。

(ア)事業性ローン及び中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資については、デフォルト・リスクの観点からは、専用の格付モデルと金融検査マニュアルに沿った自己査定 of 債務者区分判定に基づき、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。デフォルト時の回収リスクの観点からは、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資については与信先の属性に基づき、事業性ローンについてはLTVに基づき、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。PD及びLGDの推計値は、これらのプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

(イ)消費性ローンへの格付付与については、担保付商品と無担保商品で異なる手続としております。まず、担保付商品については、「①居住用不動産向けエクスポージャー」に記載の住宅ローンと同様の手続を行っております。無担保商品については、取引状況をもとに、ローン件別毎にリスク特性が同じプールへの割当てを行ったうえで、プール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味してPD及びLGDの推計値を決定しております。

また、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

## イ. ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成23年3月末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	9,178	9,077	101	0.80%	49.93%	—%	44.07%
		その他	3,569	3,556	13	0.70	55.59	—	27.79
	延滞等		3,618	3,585	34	28.72	60.16	—	95.33
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	2,112	2,096	16	1.42	47.80	—	52.62
		その他	1,718	1,701	17	2.14	60.44	—	78.96
	延滞等		568	566	2	20.06	50.96	—	112.17
デフォルト		1,881	1,876	5	100.00	66.98	62.31	58.41	
合計		22,645	22,458	187	—	—	—	—	

(単位：億円)

	PDセグメント区分		平成24年3月末						
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	EL <sub>default</sub> の加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	11,924	11,748	176	0.97%	52.90%	—%	48.59%
		その他	3,547	3,534	12	0.66	56.39	—	26.65
	延滞等		3,022	2,993	29	29.29	59.63	—	99.95
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	1,793	1,778	15	1.43	46.37	—	51.48
		その他	1,592	1,576	16	2.13	58.62	—	76.46
	延滞等		519	516	3	19.09	49.23	—	106.20
デフォルト		2,018	2,017	2	100.00	65.41	60.91	56.17	
合計		24,415	24,163	252	—	—	—	—	

- (注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資等が含まれております。  
 2. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。  
 3. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。

## (3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

## ① 株式等エクスポージャー

## ア. 格付付与手続の概要

PD / LGD方式を適用する株式を取得する際には、事業法人等向けの通常の与信と同様のルールで発行者に「債務者格付」を付与し、債務者モニタリング(詳細は37ページをご参照ください)により格付等の見直しを行っております(個別に債務者モニタリングを行わない場合は、リスク・アセットの額を1.5倍にしております)。株式の発行者に対して与信取引がなく、財務情報等が入手困難な場合等には、投資適格以上であることを条件に外部格付を利用して行内格付を付与しております。

なお、財務情報が入手困難かつ、投資適格未満の場合は、マーケット・ベース方式の簡易手法を適用しております。

## イ. ポートフォリオの状況

## (ア) エクスポージャー額

(単位：億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
マーケット・ベース方式適用分	2,516	3,337
簡易手法適用分	1,582	1,787
上場株式(300%)	695	796
非上場株式(400%)	887	991
内部モデル手法適用分	934	1,550
PD / LGD方式適用分	7,740	6,559
経過措置適用分	20,681	19,888
合計	30,937	29,784

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。  
 2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャーに関する経過措置」を適用したものを記載しております。

## (イ) PD / LGD方式適用分

(単位：億円)

	平成23年3月末			平成24年3月末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	5,365	0.05%	108.50%	4,300	0.06%	109.93%
J4-J6	795	0.86	213.83	785	0.83	208.11
J7(除くJ7R)	21	9.02	402.32	33	8.90	412.05
その他	1,554	0.35	139.50	1,417	0.41	144.01
デフォルト(J7R、J8-J10)	5	100.00	—	24	100.00	—
合計	7,740	—	—	6,559	—	—

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD / LGD方式適用分を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。  
 2. 「その他」には、海外事業法人等が含まれております。

## ②信用リスク・アセットのみなし計算

### ア. 信用リスク・アセット算出方法の概要

「信用リスク・アセットのみなし計算」の対象エクスポージャーには、ファンド向け与信等があります。「信用リスク・アセットのみなし計算」を行う際は、原則として、裏付けとなる個々の資産に債務者格付を付与する等により、個々の裏付資産に対する信用リスク・アセットの額を計算し、その総額を対象エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額としております。個々の裏付資産の過半が株式等エクスポージャーである場合や、直接、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額を計算することができない場合は、自己資本比率告示に基づき、過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトや、リスク・ウェイト400%(裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が400%を下回る場合)又はリスク・ウェイト1250%(上記以外の場合)等を用いて信用リスク・アセットの額を算出しております。

### イ. ポートフォリオの状況

(単位：億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	6,973	5,745

## (4)損失実績の分析

### ①直前期における損失の実績値と過去の実績値との比較

平成23年度における三井住友フィナンシャルグループ(連結)の与信関係費用(一般貸倒引当金繰入額、不良債権処理額、償却債権取立益等の合計額)は、前年度対比960億円減少し、1,213億円となりました。

また、三井住友銀行(単体)の与信関係費用につきましては、前年度対比357億円減少し、586億円となりました。

三井住友銀行(単体)のエクスポージャー区分別の状況につきましては、「事業法人向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年度対比144億円減少し、575億円となりました。また、「その他リテール向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年度対比235億円減少し、105億円となりました。これらは、取引先企業の状況に応じたきめ細かな対応に取り組んできた成果や、回収や返済に伴い引当金の戻りが一部で発生したことなどが要因であります。

### 与信関係費用

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	増減
三井住友フィナンシャルグループ(連結)合計	4,730	2,173	1,213	△ 960
三井住友銀行(連結)合計	4,194	1,598	917	△ 681
三井住友銀行(単体)合計	2,547	943	586	△ 357
うち事業法人向けエクスポージャー	2,166	719	575	△ 144
うちソブリン向けエクスポージャー	39	54	△ 2	△ 56
うち金融機関等向けエクスポージャー	35	△ 140	△ 0	140
うち居住用不動産向けエクスポージャー	7	3	2	△ 1
うち適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1	△ 1	△ 0	1
うちその他リテール向けエクスポージャー	616	340	105	△ 235

- (注) 1. 与信関係費用には、「株式等エクスポージャー」及び「債券等の市場関係取引に係るエクスポージャー」、並びに「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」による損益のうち、国債等債券損益、株式等損益に計上されるものは含まれておりません。  
 2. エクスポージャー区分別の与信関係費用には、正常先の一般貸倒引当金は含まれておりません。  
 3. 引当金の戻入れ等により利益が発生している場合には△を付しております。  
 4. 連結子会社の保証が付されている「居住用不動産向けエクスポージャー」及び「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」による与信関係費用は、三井住友銀行(単体)の与信関係費用には含まれておりません。

### ②損失額の推計値と実績値との比較

(単位：億円)

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	損失額の推計値	引当控除後	損失額の実績値	損失額の推計値	引当控除後	損失額の実績値	損失額の推計値	引当控除後	損失額の実績値
三井住友フィナンシャルグループ(連結)合計	—	—	2,486	—	—	7,678	—	—	4,730
三井住友銀行(連結)合計	—	—	2,216	—	—	7,244	—	—	4,194
三井住友銀行(単体)合計	8,877	3,114	1,478	9,542	3,239	5,501	11,972	3,540	2,547
うち事業法人向けエクスポージャー	7,786	2,526	1,432	8,067	2,786	4,114	9,840	2,100	2,166
うちソブリン向けエクスポージャー	112	96	4	90	75	△ 4	58	43	39
うち金融機関等向けエクスポージャー	51	49	0	61	59	227	521	344	35
うち居住用不動産向けエクスポージャー	46	41	1	40	36	5	40	34	7
うち適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1	1	0	1	1	0	1	1	1
うちその他リテール向けエクスポージャー	882	531	598	1,283	659	681	1,512	1,075	616



(単位：億円)

	平成22年度			平成23年度		
	損失額の 推計値	引当控除後	損失額の 実績値	損失額の 推計値	引当控除後	損失額の 実績値
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	—	—	2,173	—	—	1,213
三井住友銀行(連結) 合計	—	—	1,598	—	—	917
三井住友銀行(単体) 合計	12,043	4,172	943	10,627	2,139	586
うち事業法人向けエクスポージャー	10,211	2,774	719	8,893	1,322	575
うちソブリン向けエクスポージャー	78	63	54	124	18	△ 2
うち金融機関等向けエクスポージャー	305	192	△ 140	149	47	△ 0
うち居住用不動産向けエクスポージャー	41	32	3	38	29	2
うち適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	1	△ 0	△ 1	1	△ 0	△ 0
うちその他リテール向けエクスポージャー	1,408	1,112	340	1,423	774	105

(注) 1. 連結子会社及び関連会社の保証が付されている消費者ローン等にかかるもの及び「株式等エクスポージャー」、「信用リスク・アセットのみなし計算」が適用されるエクスポージャーにかかるものを除いて表示しております。

2. 「損失額の推計値」は、期初のELであります。

3. 「引当控除後」には、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額を控除した金額を表示しております。

## ■標準的手法に関する事項

### 1. 標準的手法を使用する範囲

平成24年3月末基準で、標準的手法によりリスク・アセットの額を算出した連結子会社は、以下のとおり、239ページの「内部格付手法に関する事項」の「1. 内部格付手法を使用する範囲」に示している連結子会社以外の子会社であります。

(1) 内部格付手法の段階的適用を計画している連結子会社

株式会社関西アーバン銀行、株式会社セディナが該当します。

(2) その他の連結子会社

事務系子会社等、その業務内容、資産規模等から信用リスク管理上は重要性が低い連結子会社が該当します。

上記の連結子会社については、標準的手法を使用してまいります。

### 2. リスク・アセットの額の算出に用いる手法

「法人等向けエクスポージャー」については、自己資本比率告示に定められた「法人等向けエクスポージャーの特例」に関する規定に基づき、一律100%のリスク・ウェイトを適用しております。また、ソブリン・金融機関向けエクスポージャーについては、経済協力開発機構(OECD)のカントリー・リスク・スコアに応じたリスク・ウェイトを適用しております。

### 3. リスク・ウェイトの区分毎の残高

(単位：億円)

区分	平成23年3月末		平成24年3月末	
		うちカントリー・リスク・スコア付与分		うちカントリー・リスク・スコア付与分
0%	87,732	816	83,984	751
10%	2,433	—	2,249	—
20%	8,148	2,982	8,208	2,751
35%	10,616	—	10,627	—
50%	3,777	28	3,587	277
75%	32,421	—	38,718	—
100%	56,459	1	34,300	1
150%	784	—	1,569	0
自己資本控除	0	—	0	—
その他	0	—	0	—
合計	202,370	3,828	183,242	3,780

(注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額(部分直接償却額控除前)を記載しております。なお、オフ・バランス資産については与信相当額を記載しております。

2. 「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。

## ■信用リスクの削減手法に関する事項

### 1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク・アセットの額を算出するにあたって、信用リスク削減手法により、リスク・アセットの額を削減しております。具体的には、自己資本比率告示に基づき、適格金融資産担保、適格不動産担保、保証及びクレジット・デリバティブ、貸出金と自行預金の相殺等による調整を行っております。

各々の手法の範囲とその管理方法の概要は以下のとおりであります。

#### (1)信用リスク削減手法適用の範囲とその管理方法

##### ①担保(適格金融資産担保・適格不動産担保)

三井住友銀行においては、預金及び有価証券を適格金融資産担保、土地及び建物等を適格不動産担保としております。

担保物件の評価は、市場価格、鑑定評価額等を参考に、担保物件の現状及び権利関係を考慮して決定しております。担保物件は、被担保債権の弁済の遅延により担保権を実行せざるをえなくなった時に、十分な担保価値が存在していることが必要であります。担保を取得してから担保権の実行までの間に、担保物件の変質、地震等の自然災害による被害の他、差押や第三者の担保権の設定等、権利関係の変化も生じる場合があるため、担保物件や担保権の種類に応じ、定期的に管理を行っております。

##### ②保証及びクレジット・デリバティブ

保証人の種類としては、国、地方公共団体、信用保証協会等の公的機関、金融機関や一般事業法人等があります。また、クレジット・デリバティブにおける取引相手の種類としては、主として国内外の銀行・証券会社があります。

保証のうち、国や地方公共団体とこれに準じる信用力を有する公的機関のほか、一定格付以上の金融機関や一般事業法人等、保証能力が十分に認められる先からの保証、及びこれらの先から購入したクレジット・デリバティブのプロテクションについては、信用リスク・アセットの額の算出に際して、信用リスク削減効果を勘案しております。

##### ③貸出金と自行預金の相殺

貸出金と自行預金の相殺の適用にあたり、三井住友銀行においては、個別の取引毎に、対象となる貸出金と自行預金の相殺の法的有効性を確認しております。具体的には、銀行取引約定書等において、明示的に自行預金との相殺規定が設けられている貸出金取引を特定し、当該債務者が三井住友銀行に保有する預金のうち、期日が特定されており、かつ第三者宛に譲渡できない定期性の預金をその相殺の対象としております。なお、自行預金のうち、預金担保として徴求しているものについては、上記①の適格金融資産担保の枠組みにて、信用リスク削減効果を勘案しております。

また、自己資本比率告示に基づき、対象となる貸出金及び預金については、期日管理及び相殺後の状況を含めた残高管理を行っております。加えて、相殺の対象となる貸出金と自行預金との間で、期日や通貨が一致しない場合については、それらのミスマッチを自己資本比率告示に基づき、調整することによって相殺を行い、信用リスク・アセットの額の算出を行っております。

#### (2)信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中について

三井住友銀行においては、大口与信先へのリスクの集中を抑制するため、与信上限ガイドラインを設定し、集中リスク管理を実施、信用リスク委員会への報告を行う等の対応を取っております(詳細は34ページをご参照ください)。この大口与信先の与信状況については、信用リスク削減のため親会社から保証を取得した場合の親会社宛リスク集中も勘案し、グループ合算で把握を行っております。

なお、信用リスクの削減手法として市場性商品(クレジット・デリバティブ等)を使用した場合には、当該市場性商品から発生する市場リスクについて上限を設定し、管理を行っております。

### 2. 信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成23年3月末		平成24年3月末	
	適格金融資産担保	適格資産担保	適格金融資産担保	適格資産担保
内部格付手法	1,152	456	865	327
事業法人向けエクスポージャー	1,152	456	865	327
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—
金融機関等向けエクスポージャー	—	—	—	—
標準的手法	30,445	—	38,249	—
合計	31,597	456	39,114	327

(単位：億円)

区分	平成23年3月末		平成24年3月末	
	保証	クレジット・デリバティブ	保証	クレジット・デリバティブ
内部格付手法	70,769	2,645	71,532	1,490
事業法人向けエクスポージャー	63,829	2,645	64,264	1,490
ソブリン向けエクスポージャー	2,716	—	2,813	—
金融機関等向けエクスポージャー	2,322	—	2,743	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,903	—	1,712	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	—	—	—	—
標準的手法	742	—	619	—
合計	71,511	2,645	72,151	1,490

## ■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

### 1. リスク管理の方針及び手続の概要

#### (1) 担保による保全に関する方針及び自行の信用力の悪化による影響度

当社グループでは、必要に応じて、取引相手との間で発生している再構築コストに応じて担保の受渡しを定期的に行い、信用リスクを削減する取引(担保付派生商品取引)を行っております。このような取引については、信用リスクの削減が図られる一方、自らの信用力が悪化した際には、取引相手に対して追加的に担保提供が必要となる場合がありますが、その影響は軽微であると考えております。

#### (2) ネットティング

信用リスク削減手法としてのネットティングには、主に一括清算ネットティングがあります。一括清算ネットティングでは、取引の一方の当事者に倒産等の期限の利益喪失事由が生じた場合、その期日・通貨にかかわらず、対象となる全ての債権・債務をネットアウトし、一つの債権又は債務に置き換えます。対象は各種マスター契約書(基本契約書)が対象とする為替取引・スワップ取引等であり、マスター契約書(基本契約書)に上記のネットアウトが適用できることが規定されていること等により法的有効性の確認ができていない場合に、対象となる債権・債務に対してネットティング効果を勘案することとしております。

### 2. 与信相当額に関する事項

#### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額

##### ① 計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

##### ② 与信相当額

(単位：億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
グロスの再構築コストの額	48,975	57,290
グロスのアドオンの額	32,327	33,701
グロスの与信相当額	81,303	90,991
外国為替関連取引	29,895	26,890
金利関連取引	48,590	61,655
金関連取引	—	—
株式関連取引	631	735
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	1,440	995
クレジット・デフォルト・スワップ	747	716
ネットティングによる与信相当額削減額	45,418	54,788
ネットの与信相当額	35,885	36,203
担保の額	165	198
適格金融資産担保	165	198
適格資産担保	—	—
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	35,720	36,006

#### (2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成23年3月末		平成24年3月末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	8,030	2,645	6,727	1,490
プロテクションの提供	7,936	—	6,358	—

(注)「想定元本額」には、「与信相当額算出の対象となるもの」と「信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの」の合計額を記載しております。

## ■証券化エクスポージャー

### 1. リスク管理の方針

リスクを確実に認識し、計測・評価・報告するための体制を確保するために、「証券化エクスポージャー」の定義を明確化し、業務部門から独立したリスク管理部署が、「証券化エクスポージャー」の認定・リスクの計測・評価・報告までの一元管理を行う体制としております。

証券化取引の取組方針は以下のとおりです。

- ・裏付資産の個別評価が可能な証券化取引については、個々の裏付資産に対して、与信判断を行った上で取引を行っております。
- ・短期の売掛債権等を対象とした証券化取引については、過去の貸倒推移から、裏付資産のデフォルト率を推計し、十分に劣後を持たせるなどの枠組とした上で取引を行っております。
- ・上記以外の証券化取引については、特に管理を要する取引として、裏付資産のマーケット環境分析など、追加的な管理を行った上で取引を行っております。

また、再証券化取引については、原則取り扱いを行わないこととしております。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合は、国内外に存在する信用エクスポージャーを対象に、これを裏付けとして資産譲渡型あるいは合成型証券化取引を用い、取引における信用リスク削減効果を検証しながら取組む方針としております。

なお、証券化取引を行う場合は、当社グループは、主に以下のいずれかの立場になります。

- ・オリジネーター(直接又は間接に「証券化エクスポージャー」の原資産の組成に関わっている場合、もしくは、第三者からエクスポージャーを取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーの場合)
- ・投資家
- ・その他(裏付資産の金利と裏付資産に基づき発行される信託受益権の配当とのキャッシュ・フローのミスマッチを回避するための金利スワップの提供者等)

### 2. リスク特性の概要

証券化エクスポージャーには、信用リスク及びマーケット・リスク以外に、以下のリスクが内在しており、各リスクの性質を勘案した上で、適切な管理を行っております。

#### (1) ダイリューションリスク

購入債権に係る原契約の取消もしくは解除、原債務者と原債権者の債権の相殺等により、購入債権が減少するリスク

#### (2) サービサーリスク

##### ① コミソングリスク

売掛債務者より回収された回収金を引き渡す前にサービサーが倒産することで、本来受け取るべき裏付資産からの回収金が受け取れないリスク

##### ② パフォーマンスリスク

サービサーが、事務並びに各種の手續が、適切且つ正確に遂行しないことにより、保全及び回収に支障を来すリスク

#### (3) 資金流動性リスク

証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足するリスク

#### (4) フロードリスク

詐欺、詐害行為など悪意をもった顧客又は第三債務者の行動により、対象債権からの回収が減少又は回収がなされないリスク

### 3. 信用リスク・アセット及びマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式

内部格付手法の対象となる「証券化エクスポージャー」に係る信用リスク・アセットの額の算出方式には、外部格付準拠方式、指定関数方式、内部評価方式の3種類があります。自己資本比率告示に定められた規定に従い、以下の方法により、算出方式を決定しております。

- ・まずは、外部格付準拠方式の適用可否を検討し、適用可能なものに当該方式を使用しております。
- ・外部格付準拠方式を適用できないものについては、指定関数方式の適用可否を検討し、適用可能なものに当該方式を使用しております。
- ・外部格付準拠方式及び指定関数方式の双方とも適用できない場合には、自己資本控除としております。

なお、外部格付準拠方式の適用にあたっては、日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポートパッケージ(SIRP)」を踏まえたモニタリングを適用要件としております。また、再証券化商品についても同様の対応としております。

標準的手法の対象となる「証券化エクスポージャー」に係る信用リスク・アセットの額の算出方式には、自己資本比率告示に定められた規定に従い、適格格付機関の付与する格付や裏付資産の加重平均リスク・ウェイト等に基づき算出しております。

「証券化エクスポージャー」に係るマーケット・リスク相当額については、一般市場リスクは標準的方式により、個別リスクは自己資本比率告示に定められた規定に従い、適格格付機関の付与する格付に対応するリスク・ウェイトに基づき算出しております。

#### 4. 第三者の資産に係る証券化取引において使用する証券化目的導管体の種類及び当該取引に係る証券化エクスポージャーの保有状況

当社グループは、第三者の資産に係る証券化取引を行う場合、証券化目的導管体として、主に特別目的会社(SPC)を使用しております。また、上記取引を行った場合、以下の証券化エクスポージャーを保有することになります。

- ・証券化目的導管体が発行するABCPへのバックアップライン(オフ・バランス資産)
- ・証券化目的導管体へのABL(オン・バランス資産)等

#### 5. 持株会社グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子法人等及び関連法人等の名称

連結子法人等を除く子法人等及び関連法人等のうち、当社持株会社グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している先はありません。

#### 6. 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の評価、会計処理等は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)等に準拠しております。その評価にあたっては、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額をもって時価としております。

金融資産の流動化取引に関する会計処理は、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識し、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理しております。権利に対する支配が他に移転したと認められない場合は、譲渡担保付借入等の金融取引として処理しております。

金融資産の一部がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該部分の消滅を認識するとともに、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理しております。消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産全体の時価に対する消滅部分と残存部分の時価の比率により、当該金融資産全体の帳簿価額を按分して計算しております。

なお、残存部分のうち時価のあるものについては時価評価を行った上、評価差額を全部純資産直入法により処理しており、必要に応じて減損処理を行っております。

#### 7. 使用する適格格付機関

「証券化エクスポージャー」については、信用リスク・アセットの額の算出にあたり内部格付手法の外部格付準拠方式もしくは標準的手法を適用する場合、また、個別リスクに係るマーケット・リスク相当額を算出する場合、適格格付機関が付与する格付と自己資本比率告示に定められたリスク・ウェイトとをマッピングしてリスク・ウェイトを決定しております。

適格格付機関としては、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)及びフィッチレーティングスリミテッド(Fitch)を採用しております。

なお、同一の「証券化エクスポージャー」に対して、複数の適格格付機関が付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合は、自己資本比率告示に従い、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを使用しております。

## 8. ポートフォリオの状況(信用リスク)

### (1) 当社グループがオリジネーターである証券化取引

#### ① オリジネーター(除くスポンサー業務)

##### ア. 原資産に関する情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成23年3月末			平成22年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化取引を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	446	446	0	—	52	30	—
住宅ローン	14,863	14,863	—	514	16	5	41
リテール向け債権(除く住宅ローン)	2,287	1,943	344	—	76	182	—
その他	2,444	366	2,078	312	0	1	—
合計	20,041	17,619	2,422	826	144	218	41

(単位：億円)

原資産の種類	平成24年3月末			平成23年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化取引を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	176	176	—	—	33	29	—
住宅ローン	13,784	13,784	—	776	15	3	65
リテール向け債権(除く住宅ローン)	1,317	1,076	241	—	120	190	—
その他	2,219	238	1,980	—	0	0	—
合計	17,496	15,275	2,221	776	168	222	65

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。  
 2. 「原資産のデフォルト額」は、3カ月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。  
 3. 「原資産の種類」は、取引毎の原資産のうち、主要なものをベースに記載しております。  
 4. 「その他」にはPFI事業(Private Finance Initiative：民間企業が資金調達、施設の建設、管理、運営も含めて公共サービス事業を請け負うもの)宛債権、リース料債権等が含まれております。  
 5. 自己資本比率告示第230条及び第248条に従い、外部の投資家の保有する証券化エクスポージャーに対し、信用リスク・アセットの額を計算している「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。  
 6. 「証券化取引を目的として保有している資産」は該当ありません。

##### イ. 保有する証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)に関する情報

###### (ア) 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成23年3月末					平成24年3月末				
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	313	313	0	12	—	165	165	—	20	—
住宅ローン	2,030	2,030	—	344	360	2,125	2,125	—	330	381
リテール向け債権(除く住宅ローン)	681	556	124	584	4	487	404	83	432	2
その他	1,584	40	1,544	57	—	1,491	24	1,466	41	—
合計	4,607	2,939	1,668	997	363	4,268	2,719	1,550	823	383

###### (イ) リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成23年3月末				平成24年3月末			
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	所要自己資本額	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	所要自己資本額
20%以下	1,490	247	1,243	10	1,564	114	1,450	14
100%以下	347	—	347	9	32	—	32	2
650%以下	10	10	—	2	19	18	1	3
1250%未満	18	18	—	11	—	—	—	—
自己資本控除	2,742	2,664	78	997	2,654	2,586	67	823
合計	4,607	2,939	1,668	1,029	4,268	2,719	1,550	842

##### ウ. 保有する再証券化エクスポージャーに関する情報

「再証券化エクスポージャー」は該当ありません。

##### エ. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	163	41

②スポンサー業務

ア. 原資産に関する情報

(単位: 億円)

原資産の種類	平成23年3月末			平成22年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化取引を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額
事業法人等向け債権	4,847	4,847	—	38,452	813	790
住宅ローン	—	—	—	—	33	33
リテール向け債権(除く住宅ローン)	1,814	1,814	—	3,912	226	230
その他	741	741	—	1,327	52	51
合計	7,401	7,401	—	43,691	1,124	1,104

(単位: 億円)

原資産の種類	平成24年3月末			平成23年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化取引を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額
事業法人等向け債権	5,080	5,080	—	43,368	698	681
住宅ローン	—	—	—	—	28	28
リテール向け債権(除く住宅ローン)	1,573	1,573	—	3,955	174	179
その他	669	669	—	341	43	40
合計	7,322	7,322	—	47,665	942	928

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。  
 2. 「原資産のデフォルト額」は、3か月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。  
 3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る当期の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当社が取得可能な範囲の代替データ等を用いて、以下の推計方法により、集計しております。  
 (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について  
 ・外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。  
 ・指定関数方式を適用する証券化取引では、取引毎の特性に応じ、当社が取得可能な各債務者の情報や、債務者毎のデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。  
 (2) 「原資産に係る当期の損失額」の推計方法について  
 ・外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。  
 ・指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。  
 4. 「原資産の種類」は、取引毎の原資産のうち、主要なものをベースに記載しております。  
 5. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。  
 6. 自己資本比率告示第230条及び第248条に従い、外部の投資家の保有する証券化エクスポージャーに対し、信用リスク・アセットの額を計算している「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。  
 7. 「証券化取引を目的として保有している資産」は該当ありません。

イ. 保有する証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)に関する情報

(ア) 原資産の種類別の情報

(単位: 億円)

原資産の種類	平成23年3月末					平成24年3月末				
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	3,846	1,691	2,156	8	—	3,987	1,707	2,280	0	—
住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リテール向け債権(除く住宅ローン)	1,723	1,188	535	12	—	1,455	653	802	—	—
その他	700	517	183	—	—	615	460	155	—	—
合計	6,269	3,395	2,873	20	—	6,057	2,819	3,238	0	—

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

(イ) リスク・ウェイト別の情報

(単位: 億円)

リスク・ウェイト	平成23年3月末				平成24年3月末			
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	所要自己資本額	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	所要自己資本額
20%以下	5,827	3,293	2,534	38	5,972	2,744	3,228	39
100%以下	422	102	320	19	73	63	10	3
650%以下	—	—	—	—	12	12	—	1
1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	20	1	19	20	0	0	—	0
合計	6,269	3,395	2,873	77	6,057	2,819	3,238	44

ウ. 保有する再証券化エクスポージャーに関する情報

「再証券化エクスポージャー」は該当ありません。

エ. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位: 億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—

(2)当社グループが投資家である証券化取引

ア. 保有する証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)に関する情報

(ア)原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成23年3月末					平成24年3月末				
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	2,968	1,237	1,730	358	—	3,119	1,184	1,935	442	—
住宅ローン	335	335	—	—	—	656	656	—	—	—
リテール向け債権(除く住宅ローン)	29	26	3	—	—	25	25	—	—	—
その他	168	161	7	8	—	229	229	—	—	—
合計	3,499	1,759	1,740	366	—	4,030	2,095	1,935	442	—

(注)「原資産の種類」は、取引毎の原資産のうち、主要なものをベースに記載しております。

(イ)リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成23年3月末				平成24年3月末			
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	所要自己資本額	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	所要自己資本額
20%以下	2,248	1,302	946	9	2,932	1,782	1,151	15
100%以下	393	393	—	22	283	283	—	18
650%以下	33	33	—	5	23	23	—	2
1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	825	31	794	366	791	7	784	442
合計	3,499	1,759	1,740	401	4,030	2,095	1,935	476

イ. 保有する再証券化エクスポージャーに関する情報

(ア)原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成24年3月末				
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	20	17	3	4	—
住宅ローン	—	—	—	—	—
リテール向け債権(除く住宅ローン)	3	—	3	—	—
その他	9	6	3	6	—
合計	31	23	8	10	—

- (注) 1.「原資産の種類」は、取引毎の原資産のうち、主要なものをベースに記載しております。  
 2.「その他」には、主要な原資産が証券化商品である取引等が含まれております。  
 3.再証券化エクスポージャーに対し信用リスク削減手法は適用しておりません。

(イ)リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成24年3月末			
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	所要自己資本額
20%以下	13	6	7	0
100%以下	—	—	—	—
650%以下	—	—	—	—
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	18	17	1	10
合計	31	23	8	10

ウ. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	—	—



## 9. ポートフォリオの状況(マーケット・リスク)

### (1) 当社グループがオリジネーターである証券化取引

「当社グループがオリジネーターである証券化取引」は該当ありません。

### (2) 当社グループが投資家である証券化取引

ア. 保有する証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)に関する情報

#### (ア) 原資産の種類別の情報

(単位：億円)

原資産の種類	平成24年3月末				
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	5	5	—	5	—
住宅ローン	—	—	—	—	—
リテール向け債権(除く住宅ローン)	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	5	5	—	5	—

(注) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーは該当ありません。

#### (イ) リスク・ウェイト別の情報

(単位：億円)

リスク・ウェイト	平成24年3月末			
	期末残高	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	所要自己資本額
20%以下	—	—	—	—
100%以下	—	—	—	—
650%以下	—	—	—	—
1250%未満	—	—	—	—
自己資本控除	5	5	—	5
合計	5	5	—	5

イ. 保有する再証券化エクスポージャーに関する情報

「再証券化エクスポージャー」は該当ありません。

## ■銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

### 1. 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定で保有する株式等については、保有目的とリスク特性に応じ、市場リスクあるいは信用リスク管理の枠組みに基づき、リスクの許容量に上限を設定する等適切な方法で管理を行っております。

このうち「その他有価証券」の区分で保有する株式については、株価変動リスクを適切に管理するためにリスクの許容量に上限を設定し、遵守状況を管理しております。

「子会社株式」については、当該会社の保有する資産・負債等を連結ベースでリスク管理の対象とし、「関連会社株式」については当該会社宛出資のリスクを別途計上し、それぞれリスク許容量の上限管理の対象としているため、株式としてのリスク計測は行っておりません。なお、これらリスク許容量の上限は、自己資本等の経営体力を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で設定しております。

### 2. 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価は、子会社及び関連会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のある株式(外国株式を含む)については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：億円)

	平成23年3月末		平成24年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	24,707	24,707	24,440	24,440
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	6,091	—	5,057	—
合計	30,797	—	29,497	—

### 4. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度
損益	△ 919	△ 279
売却益	275	157
売却損	46	117
償却	1,149	319

(注)連結損益計算書における、株式等損益について記載しております。

### 5. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	3,838	3,388

(注)時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

### 6. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：億円)

	平成23年3月末	平成24年3月末
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	△ 527	△ 214

(注)時価のある関連会社の株式について記載しております。

## ■種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

### 1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

(単位：億円)

区分		平成23年3月末				合計
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定分)	製造業	93,665	2,207	5,321	20,566	121,758
	農業、林業、漁業及び鉱業	2,301	0	124	289	2,714
	建設業	12,805	358	88	1,528	14,780
	運輸、情報通信、公益事業	49,865	1,787	2,257	6,407	60,316
	卸売・小売業	56,262	655	5,652	5,718	68,287
	金融・保険業	201,696	4,286	11,573	3,068	220,624
	不動産業、物品賃貸業	83,017	3,094	538	3,885	90,535
	各種サービス業	47,781	1,101	725	4,122	53,729
	地方公共団体	18,248	6,486	118	58	24,911
	その他	237,251	307,303	405	40,700	585,659
	合計	802,892	327,279	26,802	86,341	1,243,313
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	27,468	6,866	50	—	34,383
	金融機関	33,817	3,514	5,640	0	42,971
	商工業	97,993	2,487	3,106	—	103,586
	その他	19,188	2,207	111	6,126	27,632
	合計	178,465	15,074	8,906	6,127	208,572
総合計		981,357	342,353	35,708	92,467	1,451,885

(単位：億円)

区分		平成24年3月末				合計
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定分)	製造業	96,793	2,307	4,353	18,023	121,475
	農業、林業、漁業及び鉱業	2,335	34	97	268	2,735
	建設業	12,463	516	72	1,476	14,528
	運輸、情報通信、公益事業	52,507	1,735	1,806	6,463	62,512
	卸売・小売業	55,945	634	4,301	5,467	66,347
	金融・保険業	150,792	4,705	12,523	3,227	171,246
	不動産業、物品賃貸業	80,478	2,797	492	3,130	86,897
	各種サービス業	45,288	1,180	607	4,991	52,066
	地方公共団体	19,225	5,731	124	68	25,147
	その他	274,419	333,465	654	38,070	646,607
	合計	790,245	353,104	25,028	81,183	1,249,560
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	27,484	10,667	76	—	38,227
	金融機関	31,458	2,166	6,638	114	40,375
	商工業	121,711	2,042	3,980	—	127,733
	その他	24,453	2,511	273	5,934	33,170
	合計	205,106	17,386	10,966	6,047	239,505
総合計		995,351	370,490	35,994	87,230	1,489,066

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。  
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。  
 3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。  
 4. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

## 2. 種類別及び残存期間別エクスポージャー額

(単位：億円)

区分	平成23年3月末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	343,708	129,600	4,433	3,508	481,248
1年超3年以下	145,346	90,918	10,047	8,584	254,895
3年超5年以下	100,208	66,038	11,113	8,554	185,913
5年超7年以下	39,176	15,749	3,598	2,335	60,857
7年超	237,835	40,048	6,518	2,598	286,998
期間の定めのないもの	115,086	—	—	66,888	181,974
合計	981,357	342,353	35,708	92,467	1,451,885

(単位：億円)

区分	平成24年3月末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	338,260	80,715	4,804	2,167	425,946
1年超3年以下	137,712	135,769	8,990	5,054	287,525
3年超5年以下	113,357	115,112	12,165	5,597	246,230
5年超7年以下	51,189	12,866	2,958	1,419	68,433
7年超	241,119	26,027	7,077	1,534	275,758
期間の定めのないもの	113,714	—	—	71,459	185,174
合計	995,351	370,490	35,994	87,230	1,489,066

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。  
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。  
 3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。  
 4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

### 3.3 カ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分毎の内訳

#### (1) 地域別

(単位：億円)

区分	平成23年3月末	平成24年3月末
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	24,139	24,923
海外及び特別国際金融取引勘定分	2,274	1,485
アジア	220	189
北米	672	538
その他	1,382	758
合計	26,413	26,408

- (注) 1. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。  
 2. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。  
 3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。

#### (2) 業種別

(単位：億円)

区分	平成23年3月末	平成24年3月末	
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定分)	製造業	2,730	2,568
	農業、林業、漁業及び鉱業	79	70
	建設業	1,470	1,423
	運輸、情報通信、公益事業	1,670	2,347
	卸売・小売業	3,178	3,336
	金融・保険業	195	249
	不動産業、物品賃貸業	7,384	6,939
	各種サービス業	3,643	3,043
	その他	3,790	4,948
	合計	24,139	24,923
海外及び特別 国際金融取引 勘定分	金融機関	395	141
	商工業	1,879	1,344
	合計	2,274	1,485
総合計	26,413	26,408	

- (注) 1. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。  
 2. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。  
 3. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

## 4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

## (1) 地域別

(単位：億円)

区分	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	増減
一般貸倒引当金	7,026	6,962	5,933	△ 1,029
特定海外債権引当勘定	6	6	2	△ 4
個別貸倒引当金	12,089	12,300	10,713	△ 1,587
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	11,263	11,482	10,082	△ 1,400
海外及び特別国際金融取引勘定分	826	818	631	△ 187
アジア	200	160	129	△ 31
北米	251	243	223	△ 20
その他	375	415	279	△ 136
合計	19,121	19,268	16,648	△ 2,620

(注) 1. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

2. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。

## (2) 業種別

(単位：億円)

区分	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	増減
一般貸倒引当金	7,026	6,962	5,933	△ 1,029
特定海外債権引当勘定	6	6	2	△ 4
個別貸倒引当金	12,089	12,300	10,713	△ 1,587
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	11,263	11,482	10,082	△ 1,400
製造業	1,435	1,673	1,213	△ 460
農業、林業、漁業及び鉱業	33	35	30	△ 5
建設業	860	735	660	△ 75
運輸、情報通信、公益事業	747	463	655	192
卸売・小売業	1,693	1,751	1,395	△ 356
金融・保険業	148	122	119	△ 3
不動産業、物品賃貸業	3,367	3,250	2,876	△ 374
各種サービス業	1,610	1,564	1,272	△ 292
その他	1,370	1,889	1,862	△ 27
海外及び特別国際金融取引勘定分	826	818	631	△ 187
金融機関	367	261	106	△ 155
商工業	459	557	525	△ 32
合計	19,121	19,268	16,648	△ 2,620

(注) 1. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

2. 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

## 5. 業種別の貸出金償却の額

(単位：億円)

区分	平成22年度	平成23年度
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定分)	製造業	△ 71
	農業、林業、漁業及び鉱業	△ 0
	建設業	33
	運輸、情報通信、公益事業	36
	卸売・小売業	71
	金融・保険業	△ 2
	不動産業、物品賃貸業	22
	各種サービス業	34
	その他	767
	合計	890
海外及び特別 国際金融取引 勘定分	金融機関	12
	商工業	2
	合計	14
総合計	1,566	903

(注) 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

## ■マーケット・リスクに関する事項

### 1. 内部モデル方式、標準的方式のポートフォリオの範囲

マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式は以下のとおりであります。

#### (1)内部モデル方式

株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド、アジアSMBCキャピタル・マーケット会社の一般市場リスク

#### (2)標準的方式

- ・個別リスク
- ・株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド、アジアSMBCキャピタル・マーケット会社以外の連結子会社の一般市場リスク
- ・株式会社三井住友銀行の一部の一般市場リスク

### 2. 取引の特性に応じた価格評価方法

マーケット・リスク相当額算出の対象である「特定取引勘定」に属する資産・負債については、市場流動性の高い取引のみから構成されており、その価格評価については、有価証券及び金銭債権等は連結決算日等の時価、スワップ・先物・オプション等の派生商品については連結決算日等の市場実勢にて決済したものとみなした額により行っております。

### 3. VaRの状況(トレーディング)

(単位：億円)

	平成22年度		平成23年度	
	VaR		VaR	ストレスVaR
年度末	13		18	25
最大	32		35	47
最小	11		10	15
平均	19		21	30

- (注) 1. VaRは保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。  
2. ストレスVaRは保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間12ヵ月(ストレス期間を含む)のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。  
3. 個別リスクを除いております。  
4. 主要連結子会社を含めております。

## ■銀行勘定(バンキング業務)における金利リスクに関する事項

バンキング業務における金利リスクは、要求払預金(当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金)の満期の認識方法や、定期預金及び消費者ローンの期限前解約の予測方法によって、大きく変動することとなります。

三井住友銀行におけるバンキング業務の金利リスク計測時の主な前提は以下のとおりであります。

### 1. 要求払預金の満期の認識方法

要求払預金の満期に関しては、長期間滞留すると見込まれる要求払預金の金額(過去5年の最低残高の半額を上限とする)をコア預金として認識し、最長5年(平均期間2.5年)の取引として金利リスクを計測しております。

### 2. 定期預金及び消費者ローンの期限前解約の予測方法

定期預金及び消費者ローンの期限前解約に関しては、その期限前解約率を推定し、当該期限前解約率を前提としたキャッシュ・フローを用いて金利リスクを計測しております。

### 3. VaRの状況(バンキング)

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度
年度末	486	320
最大	509	536
最小	297	318
平均	405	389

- (注) 1. VaRは保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のヒストリカル・シミュレーション法により日次で算出しております。  
2. 主要連結子会社を含めております。

## ■オペレーショナルリスクに関する事項

### 1. オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

平成20年3月末基準以降、当社は先進的計測手法を使用しております。当社と同様に、先進的計測手法を使用する連結子会社は以下のとおりであり、それ以外の連結子会社各社には基礎的手法を使用しております。

株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社、株式会社日本総合研究所、SMBCフレンド証券株式会社、三井住友ファイナンス&リース株式会社、株式会社関西アーバン銀行、株式会社ジャパンネット銀行、SMBC信用保証株式会社、SMBCファイナンスサービス株式会社、株式会社みなと銀行、SMBCセンターサービス株式会社、SMBCデリバリーサービス株式会社、SMBCグリーンサービス株式会社、SMBCインターナショナルビジネス株式会社、SMBCインターナショナルオペレーションズ株式会社、SMBCローンビジネスサービス株式会社、SMBCマーケットサービス株式会社、SMBC融資事務サービス株式会社、欧州三井住友銀行、三井住友銀行(中国)有限公司、SMBC日興証券株式会社

### 2. 先進的計測手法の概要

「先進的計測手法の概要」については、42～44ページをご参照ください。

### 3. 保険によるリスク削減の有無

保険によるオペレーショナルリスクの削減は実施しておりません。